

埼玉県青少年健全育成審議会規則

平成17年5月27日

埼玉県規則第141号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年埼玉県条例第17号）第6条の規定に基づき、埼玉県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第3条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 1 学識経験のある者
- 2 埼玉県議会の議員
- 3 関係団体を代表する者
- 4 関係行政機関の職員
- 5 青少年の健全育成に関する活動を行っている者
- 6 公募に応じた者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員の任期は、当該特別の事項を調査審議する期間とする。

(専門調査員)

第4条 専門調査員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

2 専門調査員の任期は、当該専門の事項を調査する期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理

する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員及び当該議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(部会)

第7条 審議会は、特定の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門調査員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員のうちから会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 7 部会長は、前項の規定により部会が議決をしたときは、速やかにその旨を会長に報告するものとする。
- 8 前条第2項から第4項まで及び次条から第10条までの規定は、部会について準用する。この場合において、前条第4項中「委員」とあるのは、「委員等」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員等の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第10条 議長は、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長のほか、出席した委員等のうちから議長が指名する2人の委員等が署名しなければならない。

(庶務)

第 11 条 審議会の庶務は、県民生活部青少年課において処理する。

(委任)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に埼玉県青少年健全育成審議会規程（昭和 58 年埼玉県訓令第 24 号）第 3 条の規定により委員に委嘱されている者は、この規則の施行の日に、第 3 条第 1 項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、平成 17 年 5 月 31 日までとする。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。